

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第63条第7項
処 分 の 概 要 :	故障車両の整備確認
原権者(委任先) :	警察署長、高速道路交通警察隊長、 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め :	○ 道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第67号)
審 査 基 準 :	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	申請の当日中(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	警察署、高速道路交通警察隊、交通部交通執行課交通執行第2係
問 合 せ 先 :	交通部交通執行課交通執行第2係 電話 03-3581-4321(内線51145)
備 考 :	